

債務承認弁済契約書

貸主 **【貸主氏名】**（以下「甲」という）と、借主 **【借主氏名】**（以下「乙」という）とは、本日、以下のとおり合意する。

第1条（債務の承認）

乙は、甲に対し、**【借入年月日】**付金銭消費貸借契約に基づく残債務として、現在、**【借入金額】**の支払い義務があることを認める。

第2条（利息・遅延損害金の不存在確認）

甲乙は、相互に、上記元本に対する利息・遅延損害金がないことを確認する。

第3条（弁済方法の定め）

乙は、甲に対し、以下のとおり、分割して支払う。

- 弁済方法
平成●●年●●月から平成○○年○○月まで、毎月●●日限り、各金●万円宛、●●回の分割で、甲の指定する預金口座へ振込送金の方法により支払う。
- 甲の指定する預金口座
銀行名： 銀行
支店名： 支店
預金種別： 普通預金
口座番号：
口座名義：

なお、弁済にかかる振込手数料は、乙の負担とする。

第4条（申告義務）

乙は、次の事由が生じる場合には、事前に甲に申告しなければならない。

- ① 自宅住所を移転したとき
- ② 勤務先や職業を変更したとき

第5条（期限の利益喪失）

乙に次にかかげる事項のひとつにでも該当する事由が生じたときは、何らの通知、催告がなくとも当然に、乙は一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、甲に対し、直ちに残元金を支払わなければならない。

- 乙が第3条に定める分割金の支払いを2回分以上怠り、その額が金●万円に達したとき。

- (2) 他の債務につき、仮差押、仮処分、強制執行、競売、執行保全処分を受けたとき。
- (3) 破産手続き開始・民事再生手続き開始の決定を受けたとき。
- (4) 国税滞納処分又はその例による差押を受けたとき。
- (5) 乙が住所の変更、または職業や勤務先・連絡先電話番号の変更を申告しなかったとき。
- (6) その他、本契約の条項に違反したとき。

第6条（清算条項）

甲乙は、本合意書に定める他、相互に債権債務を一切有しないことを確認する。

第7条（合意管轄）

本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8条（強制執行認諾条項付公正証書の作成）

甲乙は、本書作成後直ちに本契約書各条項の趣旨による強制執行認諾約款付公正証書を作成することに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々署名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所

 氏名

乙 住所

 氏名